

宿泊事業者のみなさんへ

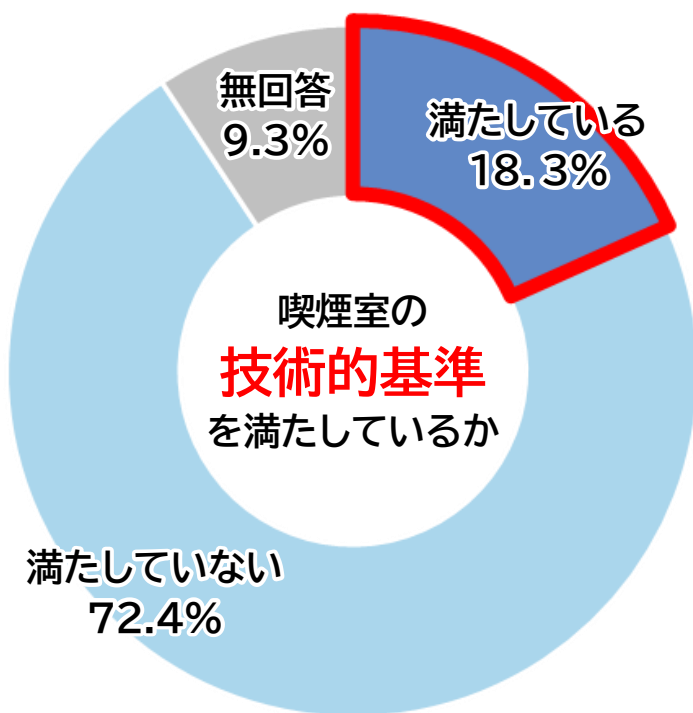
宿泊施設は原則 屋内禁煙 です。喫煙可能にするには 喫煙室の設置 が必要です。

サミットを機会に
クリーンな広島を
発信しましょう！



HIROSHIMA SUMMIT
広島サミット県民会議

受動喫煙のない社会を！



受動喫煙対策推進
マスコット
けむいモン

広島県のホテル・旅館で、
「技術的基準」を満たしている
喫煙室を設置の割合は **18.3%**
(令和4年7月 広島県調査)



受動喫煙対策についてのお問い合わせは、事業所の所在地を
所管する保健所設置市（広島市、呉市、福山市）の市役所
または県保健所へお願いします。

事業者の方に守ってほしい
ルールは **ウラ面**へ

喫煙室の技術的基準（厚生労働省令）

《喫煙専用室等において、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準》

1. 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上
2. たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている
3. たばこの煙が屋外又は外部に排気されている

設置可能な喫煙室と標識の例

宿泊施設は、「喫煙専用室」または「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置可能です。
喫煙室を設置した際には、種別に応じた標識の掲示義務があります。

喫煙場所
を作りたい



喫煙専用室
を設置

標識の例



- 施設内に喫煙専用室を設置し、それ以外は禁煙とする方法が可能です。
- 喫煙専用室では、飲食はできません。

加熱式たばこを
喫煙しながら
飲食できる場所
を作りたい



加熱式たばこ
専用喫煙室
を設置

標識の例



- 施設内に加熱式たばこ専用喫煙室を設置し、それ以外は禁煙とする方法が可能です。
- 加熱式たばこ専用喫煙室では、飲食ができます。

※ 20歳未満の方は、喫煙できるエリアに立入りできません。
※ ホテル・旅館の客室等は、規制対象外です。



詳細は 厚生労働省ホームページ
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

なくそう！望まない受動喫煙

で

検索

